◆不安定な親権者(母親)が、「子どもの中耳炎の手術の必要はない。神様が治してくれる」と電 No.84 話をかけてきたため、調整・説得に苦労した。 ◆風邪などの一般的な症状で嘱託医へ通院させる場合でも、親権者が通院許可を求める。ま No.85 た、親権者が病院を指定し、本来であれば必要がないと考えられる検査も強要する。 ◆乳幼児の入所児童の予防接種・長期検診は、自治体が違うと不利が生じることもあるので、住 No.86 民票を移っていただくようにお願いするが、異動の同意を得ることができない。 ◆親権者(精神障害、入·通院歴)が入所児童の医療機関での検査など、受診を拒否する。 No.87 ◆家庭復帰ができないのであれば、入所児童の通院や服薬をさせないで欲しいと強迫する親権 No.88 ◆精神科クリニックに通院し、服薬を続けて落ちついた生活をおくれていた入所児童の小学生。 服薬については親権者(両親)の同意を得て開始したが、不安定な父親により、『薬を飲むな』⇒ No.89 『飲みなさい』⇒『やはり飲むな』・『病院に行かせるな』⇒『カウンセリングでの通院なら良い』と子 が振り回され混乱している。 ◆入所児童が施設内で問題を起こし、児童相談所でも一時保護及び病院での診断を提起した No.90 が、親権者が同意しなかった。 No.91 ◆親権者が、保険証など必要な書類をいくら催促しても送ってくれない。 ◆毎月のように遠方への診察に行くため、近くにある病院への転院の話をするが、親権者が受 No.92 け入れていただけない。 ◆小学生で内臓の手術が必要になり、親権者に同意や手術の立会等依頼するが、立会等を拒 No.93 否する。(強い拒否ではないが事実上の拒否) 子どもの障害、特別支援学級通級等について (3) ◆特別支援学級に、通級適当な場合でも、親権者の拒否感は強く、説得に時間がかかるケース No.94 がある。 ◆虐待を受けていた児童が、発達障害で未学習のため、学力が伴っていないので特別支援学 No.95 級への通級を勧めるが認めない。 ◆知能検査を行ない、客観的に見ても知的障害であり、入所児童本人も特別支援学級への入 No.96 | 級を希望していた。 親権者である母親に対し繰り返し特別支援学級への入級を説得したが承諾 しなかった。現在、入所児童は授業が苦痛と思いながら普通学級での通学を続けている。 ◆入所児童の小学校入学に際し、親権者が特別支援学級への通級に反対していたが、学校・教 育委員会に説明でなんとか通級を承諾した。しかし、今後の支援と生活の選択肢を広げるため No.97 の「療育手帳」申請には応じなかった。入学後、授業参観などで、他児童との様子を見比べ、親 権者(父)が手帳申請の手続きをとった。 ◆親権者が精神疾患等で入所児童の実際の能力を把握できない。障害の有無を施設職員から 説明しても、手帳取得や、特別支援学校への進学を認めない親権者がいる。現在は児童相談所 No.98 の助力も得て、何とか説得に成功しているが、今後も慎重な対策が必要である。 ◆親権者である父親は、入所児童の小学校の特別支援学級への通級に同意したにもかかわら ず、「自分の息子なのにどうして特別支援学級なのだ」と怒り、外出は児童相談所に許可されて No.99 いることから、一緒に入所している他のきょうだいのみを外出させようとしたり、特別支援学級へ 通級している児童に冷たい態度をとっている。

◆親権者自身が子どもの頃、特別支援学級でいじめを受けた経験から、入所児童にとって適切と思われる特別支援学級在籍に反対している。
金銭等について
◆子ども手当を、施設としては入所児童のために活用したいと考えているが、親権者である親は、お金は自分達のところへほしいとして、入所児童のためにお金が活用できない。この親権者は施設の養育に関して非協力的で、適切な養育に困難が生じることがある。
◆親権者が、隠れて入所児童にお金や携帯電話を渡すことがある。
◆生活に必要な所費やお小遣いはあるのだが、必要以上に親権者が入所児童にお金を持たせ、それが、学校で禁止されているアクセサリーなどのお金として使われている。
◆それ程強い要求ではないが、親権者が自分の思いとおりに子どもを育てたいとの欲求が背景 にあり、施設にいろいろな要望があった。
法的手続き等について、その他
◆戸籍整理を親権者に依頼しても理解してもらえない。
◆親権者である母親自身が療育手帳を所持され生活保護を受給されているが、母親自身が自 らの障害を受容できず、子どもへのかかわりに対する説明が伝わりにくい。
◆外出・外泊中に親権者が入所児童のことを隠そうとしたり、近所の人に対して親戚の子だと嘘をついたりして、入所児童が傷ついていたことがあった。

【事例3】入所措置、他機関、他施設との連携、里親委託等に関して困難をきたした 具体的な事例		
1	里親委託に向けた措置変更に関して	
No.108	◆入所後、親権者と連絡がつかず、面会にも一度も来ず、どこにいるかも不明であるため、入所 児童の里親委託を考えたいと思っているが、里親委託に関して親権者の承諾が得られず措置を 続けている。	
No.109	◆親権者(父親)と外国人の母親との間に6人の子どもがおり、きょうだいの1人が乳児院から措置変更で入所している。両親は経済的に苦しい状況にあることから、児童相談所からの里親委託の話があっても拒否している。都合のよい時に面会に来ているが、入所児童は両親になついていない。	
No.110	◆親権者のうち、母親の関わりは全くなく、父親は刑務所に入ったり、出たり(出てもすぐ戻る)している。里親への委託を父親に相談したが拒否された。	
No.111	◆乳児院より措置変更で入所してきた児童を、里親に出してはどうかという話があり、親権者(母親)に連絡をとると「里親に出したくない」と言われた。母親は、電話や面会はほとんどなく、他のきょうだいは母親のもとにおり、何度か打診はしたが、拒否されてきた。数年後、児童が小学校高学年になって、母親に本児との関わりを持ってもらうために電話すると、「里親に出してもよい」との話があったが、年齢的に難しかった。	
No.112	◆週末里親だけでも、承諾しない親権者のケースがある。	
No.113	◆施設側から判断すると、親権者の養育能力も厳しく、入所児童の引き取り意思も弱いのに里 親委託を頑なに拒む例がある。	
No.114	◆母子家庭。今まで入所していた児童養護施設から、きょうだい2人がいる本施設へ入所する。 親権者(母)は無気力で、母子関係構築、愛着形成の視点から面会や外出をお願いし、「はい」と は返事するものの、なかなか実行してくれない。特に本児とはかかわりが少ないことから、児童 相談所と話し合い、里親委託を検討するが、母親はかたくなに里親への委託を拒否する。本児 は現在小学校中学年になっているが、母親は相変わらず面会もほとんどない状況であるが、年 末や夏休みには短期の一時帰省を実施している。	
No.115	◆養育里親ではないが、入所児童の長期休暇の時(春休み・夏休み・冬休み・連休等)、家庭で短期にあずかっていただく週末里親の利用を進めようとした際、親が拒否した例があった。長期に施設生活を余儀なくされる児童に対して、家庭生活を体験してもらうことが、本児童の最善の利益につながると関係機関どうしが確証するケースでも、親からすると「施設で十分でなのに、なぜ普通の家庭に行かせるのか!」と拒否する。	
2	子どもの引き取り(連れ去り)に関して	
No.116	◆親権者である母親の服役中、暴力団の元夫が虐待の認識が薄いので、威圧的に当該児童を 引き取ろうとした。	
No.117	◆親権者(父親)が同意し入所にいたった例であったが、夜間に突然に来園し、職員の話も聞かずに園舎のなかに入ってきて、寝ている子どもを無理矢理に連れて行ってしまった。	
No.118	◆虐待により、職権一時保護、その後、子どもは施設入所に同意をしたが、親権者はこれを強く 拒否。児童福祉法28条の措置を求めて家裁に申立を行ない、承認され施設入所となったが、親 権者はなおもこれに納得せず、強制措置に反対する支援者に助けを求め、それらの方々による さまざまな活動が児童相談所と施設に行われる。最終的には学校帰りの入所児童を待ちぶせ、 連れ去ってしまう。	

◆親権者(母親)は精神疾患及び知的障害があり、現在は生活保護を受給中。その母親と同居 している男性が、入所児童の小づかいの使い方等、施設に細かくクレームをつけるケース。母親 No.119 と男性は、警察・児童相談所・県庁にも施設へのクレームについて報告し、面会・外泊の実績が ほとんどないのにもかかわらず、入所児童の引取りを執拗に要求している。 ◆入所児童を強引に連れ去ろうとしたケースでは、児童相談所にすぐ来てもらい、その場で話し No.120 合った。親権者は納得はしなかったが、強引な連れ出しはしていない。 ◆虐待通告で警察から児童相談所にかかわったケースであるが、親権者に虐待の意識がなく、 |「子どもを鍛えるための教育している」と言い、施設へ非協力的で子どもを早く引き取る要望を出 してくる。内縁の夫も暴力的で職員へも手を出すこともあった。 ◆ネグレクト(養育放棄・子どもたちだけの生活をさせる等)で児童相談所へ通告あり、同意入所 No.122|となったが、しばらくして入所児童(きょうだい4人)を学校下校途中に待ちぶせして連れ去った ケースあり。 ◆虐待による入所であったが、親権者(母親)が突然面会に来て、面会のみと約束をしたが、少 しの間外出をと言い出して、断るが受け入れてもらえず、時間の約束をして外出させるが、その No.123 まま帰ってこなかった。児童相談所にも連絡し、施設へ戻るように説得するが、結局戻らなかっ ◆きょうだいで入所してきたが、親権者である父親がその日の夜に飲酒した上で、強引に入所児 No.124 童たちを自宅に連れて帰った。 ◆28条ケースで入所した児童、親権者である母親が、自宅への帰宅の際、子どもを学校に登校 No.125 させなかったり、数日間連れまわすことがあった。施設と児童相談所へは「子どもが勝手に入所 させた」と言い続けている。 ◆面会の際、入所児童を自宅に連れて帰り、施設に戻さなかった。「自分で今後養育するから大 丈夫と」いって子どもを施設に帰さず、何度も児童相談所が説得したが、子どもを施設から連れ去ってしまった親権者。(この間2ケースあり)入所理由はいずれのケースも「虐待の疑いあり」 だった。 ◆親権者ではなかったが、入所児童を幼少から育てた里親において虐待があり、都道府県が里 No.127 親を取り消したケースで、施設入所後、元里親が何度も施設に「子どもを返せ」と電話でどなった 例がある。 (3) 結果的に再措置となってしまった事例 ◆以前にあった例 *親権者(継父)の心理的虐待:入所の同意を得るために、児童相談所で警察官同席のもとで 話し合いを行った経緯あり。保護者(継父)から、「実母の話だと、子どもが施設や学校生活に不 満を持っている、対応が悪いのではないか、関わった職員、学校の担任を出せ」等の電話が頻 No.128 繁にあった。最後は、「大人と大人の話をしよう」「職員の親は施設長」と、入所児童を引取りたい ためにさまざまな言葉をかけてくる。施設長が対応の窓口となり、事実を確認し話と違うことを伝 えると、再度同じような内容の電話が続いた。最終的には、継父は引きさがったが、その後、その 児童のきょうだいが通学する地元の小学校の担任に対しても、同様の関わりがあり対応に苦慮 したことを聞いている。そのきょうだいも児童養護施設入所となる。 ◆親権者が入所に同意したが、入所児童が下校中に親権者が車で連れ出したケースがあった。 親権者はその後、施設や学校職員の対応を細かく指摘し、「施設や職員が子どもに対して虐待 No.129 行為をしている」と警察に通報。その後、半ば強引に引取りを行うも、その後結局は親子関係が 不調に終わり、他の児童養護施設に再措置となった。